

## 参議院の選挙制度改革

総務委員会 専門員

たかやま たつお  
高山 達郎

平成 19 年参議院通常選挙のいわゆる一票の較差は 4.86 倍（鳥取：神奈川）であった。国会はその前年、選挙区選挙の較差是正を図るため、5 倍を超えている東京と、限りなく 5 倍に近かった千葉の定数を 2 増し、4 人区で一番人口の少ない栃木と群馬の定数を 2 減する、4 増 4 減（半数改選）の公職選挙法の改正を行っている。しかしながら、過疎の進行と都市部への人口流入は変わらず、このままでは次の平成 22 年選挙は、5 倍の較差を抱える選挙区の存在が必至の状況となっている。

このため、本院では参議院改革協議会の下に前回同様、専門委員会を設置し、選挙制度の改革へ向けて協議を進めており、各会派でも積極的な検討が行われている。本格的な論議は各会派での検討を踏まえ、これからより活発になるものと期待されている。

ところで、本院における実質的な定数是正は、平成 12 年の定数削減（10 名）を除き、平成 6 年の 8 増 8 減と前述の平成 18 年の 2 回のみである。選挙制度の改正は、各会派の勢力分野にも直に影響する大きな問題であり、各会派の思惑が輻輳し、現実の改正に至るには相当の政治的エネルギーの高まりがないと成就していないのが現実である。

しかしながら、投票価値の実質的平等の確保は憲法上の基本的権利であり、較差の是正に向けて、定数配分規定の是正策の検討は喫緊の課題となっている。これまで本院では、〇増〇減といった選挙区間の調整が行われてきたが、この手法はもはや限界にきており、抜本的な解決策が迫られている。スピード感を持った議論の進展を期待したいが、この問題は結局、二院制の在り方とも深く関わっており、両院の違いをどう明確化していけるかが問われているともいえる。

参議院の発足した昭和 22 年の「参議院議員選挙法」の制定の際も、本院の役割を遺憾なく発揮させるため、どのような選挙制度を設けるかは大きな問題であった。協議は難航し、妥協の上、現行の前身となる地方区と全国区が誕生したが、本院の性格、位置付け等について確たる理念を描ききれずに、曖昧さを残しながらのスタートであったようである。そのつけが 60 年以上経った今、顕在化してきているともいえるのである。

その意味では、参議院の選挙制度の検討に当たっては、今一度、本院の存在意義、役割等を整理してみる時期にきているともいえる。その上で、選挙制度を再構築していく必要があるのではなかろうか。またそのことが、本院の果たすべき役割、選挙制度の特殊性等の説明責任を果たすことにもつながり、国民・有権者の理解を得る早道かもしれない。

本院の定数の問題も大きな課題である。衆議院の 3 分の 2 前後という構想から始まって結局 250 名（現在は 242 名）となった経緯があるが、定数削減論議が与野党で活発に行われている昨今、果たして本院の定数は何名が妥当なところかは大変悩ましい問題である。これも、本院に期待されている役割等によって判断して行かざるを得ないところである。